

広島県告示第四百十三号

平成二十四年広島県告示第三百五十五号（一級河川太田川水系太田川下流ブロック河川整備計画（変更）の策定）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年四月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

改正後	改正前
<p>河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第一項の規定によって、一級河川太田川水系太田川下流ブロック河川整備計画（変更）を令和二年五月二十二日に定めた。</p> <p>その関係図書は、広島県土木局道路河川管理課及び河川課並びに広島県西部建設事務所、広島県西部建設事務所安芸太田支所及び広島県北部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第一項の規定によって、一級河川太田川水系太田川下流ブロック河川整備計画（変更）を令和二年五月二十二日に定めた。</p> <p>その関係図書は、広島県土木局道路河川管理課及び河川課並びに広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。</p>